

交通事故に注意

～被害者にも加害者にもならないでください～

「反則金」や「点数制度」があるなど日本と似ている一方、**見慣れない道路標識**や**なじみのないルール（考え方）**もあり**注意が必要！！**

◆ ドイツの道路標識

【規制標識（上）に補助標識（下）が付いている例】

道路標識はたくさんあります。

わからないものは、ADACのホームページ等でご確認ください。

(<https://www.adac.de/verkehr/recht/verkehrszeichen/>)



歩行者道と
自転車道が
分離



歩行者道と自
転車道が別れ
ていない



たとえ対面する信号が
赤でも、一旦停止し、
他の交通に危険がなけ
れば右折して良い



自転車
通行可



駐停車禁止だ
が、身体障害
者はのぞく



月～金の16
時～18時は
駐車禁止



3キロにわ
たり追い越
し禁止



駐車券を購
入すれば駐
車して良い

◆ ドイツのルール

●たとえ歩行者であっても、交通ルールを守らなかったり、警戒義務を怠った場合には、**刑事上、民事上の責任**を問われる！！

駐車車両のかけから急に飛び出す **夜道を歩く際は夜光反射材を着用**

●歩行者道と自転車道が分離してある場所では、**歩行者は歩行者道を通る**。歩行者道と自転車道が分かれていない場所では、相互に気をつけながら、**自転車はベルを鳴らすことを含め自分の存在を歩行者に知らせ、歩行者は自転車を安全に通行させる**というのがドイツルール（歩行者側にも義務）！

ドイツ道路交通法（StVO）にうたわれる基本原則は「**絶え間ない注意と相互配慮**」（ständige Vorsicht und gegenseitige Rücksicht）常に注意し、思いやりを持って事故防止に努めましょう！